

まえがき

一般社団法人相続診断協会として、相続診断士の皆様から寄せられた貴重な事例に基づき、「相続・終活コンサルティング事例集【2026】」を、記念すべき第10巻として発刊できますことを、心より感謝申し上げます。これもひとえに、第一線でご活躍されている全国の相続診断士の皆様の情熱と、志を共有する専門家の皆様のご協力の賜物です。ご執筆いただきました皆様に、改めて深く敬意を表します。

当協会が設立から14年目を迎え、私たちが直面する相続のあり方は、年々複雑さを増し、社会情勢を映し出す鏡のようになっています。かつて相続対策の中心は、①納税資金の確保と②遺産分割の2点にありました。しかし、平均寿命の伸長と少子高齢化の進展は、これに③認知症対策（財産凍結リスクの回避）という第三の柱を加えました。今や、この三位一体の対策が、お客様の「笑顔相続」を実現するための揺るぎない基盤となっています。

さらに、社会の構造的な変化に伴い、課題は多岐にわたります。利用価値が失われ、税金や管理費が負担となる「負動産」問題、核家族化や未婚率の増加が引き起こす「おひとりさま」の最期と死後事務の問題、IT時代特有のデジタル資産の承継、そして心情的に対応が難しいLGBTQに関する配慮など、相続にまつわる問題

は、もはや一つの専門分野で解決できる範囲を超えていきます。同じ家族構成や似たような財産状況であっても、お客様の人生観や家族間の関係性によって、最善の解決策は全く異なります。この現実は、相続対策に「絶対的な正解はない」ことを示唆しています。

だからこそ、相続診断士が果たすべき役割は、単なる法的手続きの代行ではなく、お客様の「想い」を遺し、正確に「伝える」文化を創り上げることにあると確信しています。相続とは、残された財産を分ける行為ではなく、亡き故人が生前大切にしてきた「知恵と時間と情熱」の結晶である財産と、その根底にある「家族への深い愛情」を、次世代へ受け継ぐ「命のバトンリレー」でなければなりません。

この「想いを残す文化を創る」という協会の理念を体現するため、私たちは、お客様の漠然とした不安の根源に寄り添い、「どのような最期を迎えるのか」「残された家族に何を望むか」という本質的な問い合わせから入る対話力を重視しています。

相続診断士は、お客様の人生設計と事業継続のリスクを可視化する「相談相手」として、複雑に絡み合った課題を解きほぐす「ハブ役」となることが求められています。

本書に収められた事例は、その実践の軌跡です。遺言に不備があり、海外相続人がいる超難解事案、あるいは高齢の親と重度の障害のある子の将来不安といった、一見「争族」の火種となりかねない状況を、どのようにして「笑顔相続」へと昇華させたのか。その成功の鍵は、民法906条（遺産の分割の基準）が示す「役割相

続」の精神に基づき、「遺言書を、財産分割の指示書ではなく、家族への最後の手紙とする」という想いにあります。

遺言が真に機能するためには、相続診断士は次の3点を追求し続けなければなりません。

- ・すべての財産の受取人を明確に定めること。

一部でも未分割の財産が残れば、そこが新たな争いの火種となります。

- ・財産分与の「理由」を明確に遺すこと。

「なぜこの財産をこの子に託すのか」という過程と意図を伝えることが、財産の額の多寡を超えた納得感を生みます。

「子どもたちは皆同じだけ愛している。遺産の金額の差は、役割の差である」という「愛情の等しさ」を明言すること。

相続争いの多くは、親の愛情の取り合いであるという本質を忘れてはなりません。

本書の事例は、これらの想いが、弁護士、税理士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士などの士業と、不動産業者、保険専門家などとのシームレスな連携によって、いかに現実の解決に結びついているかを証明しています。

この第10巻の事例集が、相続診断士の皆様にとって活動のバイブルとなり、新たな知識と情熱の源となることを願っております。本書を参考に、過去9冊の事例集からも学びを得て、一人でも多くのお客様を「笑顔相

続」へと導いてくださいますよう、心からお願ひ申し上げます。

末筆になりますが、本書の執筆にあたり、株式会社日本法令の竹瀬学様・田村和美様、一般社団法人相続診断協会法務税務委員弁護士木野綾子様、同税理士高橋大祐様に多大なるご協力をいたしました。この場を借りて、お礼を申し上げます。

令和7年11月

一般社団法人相続診断協会 代表理事

小川 実

目 次

まえがき / i

第1章 遺言書

間に合つた遺言書、間に合わなかつた遺言書
↓相談者が直面した2つの相続

統合失調症の娘・行方不明の息子への相続は?
↓告知を受けた相談者と対面して

国に没収されたくない！ 鬼気迫る危急時遺言
↓遺言を通じた意思の実現、事前準備の重要性

渡邊

信子

16

高橋
加藤

正芳
麻紀

8

2

事例 4

姉妹の誤解も解消できた「おひとりさま」の遺言

中島
美春

♪「甥・姪に面倒をみてほしい」「兄には何も遺したくない」

事例 5
遺言書が救つた姉弟の絆

上畠
雅之

♪相手の想いを残し真摯に向き合う姿勢

事例 6
遺言書見直しで相続税が600万円からゼロに

乾
浩一

♪遺産分割と小規模宅地等の特例の活用

事例 7
遺言書は残された家族への思いやり

永原
裕也

46

39

32

第2章 終活・エンディングノート・認知症対策

依頼者に寄り添つた「終活」サポート

～遺言書と自治体の制度・ツールを活用したエンディングノート作成

安田 仁 54

笑顔相続へつなぐ家族会議の大切さ

～財産の可視化と想いの顕在化で遺言書作成

善見 育弘 62

軍歴調査がつなぐ命のリレー

～終活が笑顔相続に変わることき

田中 秀忠 70

事例 10

事例 9

事例 8

事例 11

「直葬してほしい」という意思表示を受けて

～心をつなぐ手紙と準備

吉田 史織 80

誰にも迷惑をかけない生前対策

△75歳・独身アパートオーナーが選んだ人生設計

稻場 晃美

94

事例 13

苦い経験を糧に、「笑顔相続」の実現へ

△契約・遺言・保険などあらゆる手段を活用

西村幸太郎

104

事例 12

第3章 不動産

売却困難な土地でも買手を見つけて解決

△相続診断士だからこそ導ける！「笑顔不動産相続」

大神 千穂

104

事例 15

疎遠になっていた兄との不動産共有を解消

△持分の交換・家族信託・遺言書などで解決

和田 清人

110

重度障害者と共有する不動産の売却と見守り支援

～「システム」による相続対策事例

粟生
菜摘

118

法定相続財産となつた空き家の任意売却

～2つの相続登記未了の空き家を一括売却

小原
隆浩

124

土地活用を止めた日

～家族を笑顔にする相続診断士の決断

小池
旦将

131

事例 19

事例 18

事例 17

事例 16

相続不動産評価において鑑定評価は有効

～鑑定評価による時価評価額で更正請求、相続税還付を受けた事例

永井
宏治

138

第4章 保険・信託

事例 20

望まない相手に財産を渡さないための信託活用術
～信託と保険を活用した資産管理と承継設計～

石川
直人

148

事例 21

5人姉妹苦悩の8年間……家族崩壊の危機
～専門家が入ることで解決のヒントが見つかる～

小向
猛徳

154

事例 22

一人息子にだけはあげたくない……複雑な母心
～生命保険の活用、養子縁組、遺言書などで問題解決～

野澤
領

160

事例 23

相続で揉めるメカニズム
～相続対策で遺言、生命保険が必要な理由～

菅井
之央

166

事例 24

生命保険業がハブとなり事業が協働して解決
↳記載漏れ公正証書、海外在住の相続人、空き家売却

井手 健一

173

第5章 相続税・遺産分割・事業承継

事例 25

事業承継が復活させた親子の絆
↳丁寧な聞き取りにより親族内承継を検討

岩田 志郎

182

事例 26

ギリギリ間に合った相続・事業承継対策
↳相続診断士として寄り添つた5年間

永易 修治

190

事例 27

父の想いをつなぐために
↳家族会議で築いた相続のかたち

磯野 和恵

198

複雑な家族背景の中で実現した「笑顔相続」

酒井 一哉

↳ 生活保護を受ける母と認知症の祖母

206

事例 28

不仲兄弟の共有株が融資の壁に

中村 公春

↳ 専門家を交えた家族の話し合いが会社と家族を守る最大の備え

213

事例 30

大切な人に残すために適切な「資産運用と管理」

西崎 努

↳ 本人と相続人との投資経験と知識のギャップに要注意

220

編著者一覧

1

第1章

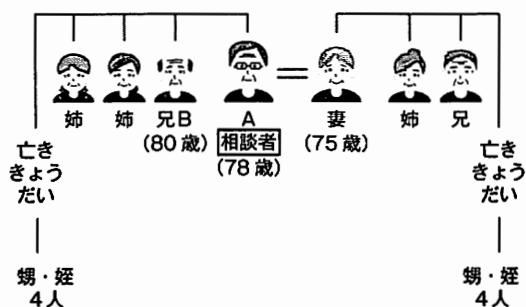
遺言書

●事例 1 ●

間に合った遺言書、間に合わなかつた遺言書

（相談者が直画した2つの相続）

<家系図>



<主な財産状況>

妻

・預貯金 2,000万円

兄

・預貯金 50万円

*兄に負債（医療費、アパート修繕費、遺品整理費用など）あり

上級相続診断士・行政書士 高橋 正芳

間に合わなかつた遺言書

セミナーがきっかけで相談に訪れたAさん夫妻は、子どものいない夫婦でした。一人の願いは、「どちらが先に逝つても、残された方が安心して穏やかに暮らせるようにしたい」。そのための最も確実な方法が、お互いの財産を相手に相続させる内容の遺言書を作成することでした。

特にAさんの想いは切実でした。「自分がいなくなつた後の妻に、苦労はさせたくない」。その一心で、遺言書の作成に取りかかりました。しかし、遺言書の完成を目前にして、妻が亡くなつてしましました。

民法上、子どものいない夫婦の場合、亡くなつた配偶者の両親がすでに亡くなつていれば、生き配偶者の兄弟姉妹（兄弟姉妹が亡くなつていては、妻の兄弟姉妹、さらには甥や姪まで含めた6人の相続人と、妻の遺産の分割について話し合いをしなければならないのです。

6人の相続人のうち、妻の葬儀に参列したのは2人。香典を送つてくれた相続人が2人。何の音沙汰もない兄弟姉妹もいました。

相続手続きを進めるにあたり、すべての相続人に連絡を取りました。中には連絡先が不明な方もいたため、なんとか住所を調べて手紙で知らせました。一部の方は、Aさんの妻が亡くなつたことに対して、お悔やみの言葉一つもなく、形式的な対応をとられていました。返ってきた書類には、ただ淡々と実印が押されているだけ。この対応にAさんは深く傷ついていました。妻の遺産は、法定相続分どおりに分割することで合意していたため遺産を渡すのは当然ですが、やるせない気持ちも覚えました。

妻の相続手続きがひと段落した後、Aさんは自身の遺言書作成を進めました。Aさんの相続人は、兄弟姉妹3人、甥姪4人の7名です。Aさんは、兄弟姉妹等に財産を渡したくなかったのです。

実は、Aさんも気づいていない問題がありました。頼れる人がいないAさんが、入院や高齢者施設へ入所した時の各種手続きや財産管理、さらに、亡くなつた際の葬儀、納骨、その他各種手続きを行う人がいないのです。

そこで筆者は、「委任契約及び任意後見契約」「死後事務委任契約」も併せて提案しました。

「委任契約及び任意後見契約」は、入院・施設入所はもちろん、本人の認知症で判断能力が低下した場合、第三者が各種手続きや財産管理を行うことができます。

「死後事務委任契約」は、本人が「くなつた場合、第三者に死後事務（葬儀、納骨、遺品整理、その他各種手続き）を任せることができます。

以上の説明を行うとAさんは納得し、3つの準備することになりました。

Aさんは遺言書で「遺贈寄付」という方法を選択しました。遺贈寄付とは、亡き後自分の遺産を特定の人や団体に寄付する社会貢献のひとつです。Aさんは、両親や先祖のお墓がある菩提寺、そして生涯を過ごした地元の市へ寄付することにしたのです。

遺言書等の作成を終えたAさんは、安心した表情をしていました。

間に合った遺言書

遺言書等の作成を終えてからしばらく経ったある日、Aさんから再び相談がありました。遠方で暮らす兄Bさんが末期がんを患つており、入院することになったとのこと。Bさんは離婚した妻との間に30年以上音信不通の子どもがいましたが、入院手続きや医師との面談は、弟であるAさんが一手に引き受けていました。また、Bさんは経済的にも厳しい生活をしていたため、その支援も行っていました。

Aさんの心配は、兄が亡くなつた後のことでした。「葬儀や納骨、入院費用の精算、アパートの片付けはすべて自分がやろうと考えているが、問題はないのか?」と。

筆者はAさんに「お兄様が亡くなつた後の手続きを、Aさんが滞りなく進められるようにするため、お兄様に『全財産をAさんに相続させる』という遺言書を書いてもらいましょう」と伝えました。実は、遺言書があればAさんやBさんの希望を叶えることができるからです。

遺言書があれば、Bさん亡き後、費用の精算やアパートの賃貸借契約の解除や、遺品整理を問題なく行うことができます。さらに、Bさんの預金もAさんが取得することができます。これらすべて、Bさんの子の協力を必要とすることなく進めることができます。

幸い、Bさんに抵抗感はありませんでした。むしろ、「世話をしてくれる弟の負担を、少しでも減らしたい」という想いがあつたようでした。

Bさんは直筆で遺言書を書きました。

「遺言書 私のすべての財産を弟Aへ遺贈する。遺言執行者として行政書士 高橋を指定する。令和〇年〇月〇日、B（氏名）、印」。

A 4の便せん一枚の遺言書でした。

その翌年Bさんは亡くなりました。遺言書を預かっていた筆者は遺言執行者として、迅速に手続きを進めることができました。家庭裁判所での自筆証書遺言書の検認、Bさんの子への連絡、預金の解約、解約した金銭をAさんへ引き渡すこと、すべての手続きを行いました。

もし、この遺言書がなかつたらどうなつていていたでしょう。

Bさん亡き後Bさんの子へ連絡し、Bさんの子から各種清算手続きを行つてもらう必要がありました。もし、その方の協力が得られない場合は、煩雑な手続きと費用負担の問題に直面していたでしょう。しかし、間に合つたBさんの一枚の遺言書が、Aさんからその問題すべてを取り除きました。

3 終わりに

妻のケースと、兄Bさんのケース。この2つの事例は、遺言書一枚の有無が、いかに大きな差を生むかを浮き彫りにしています。それは、「本人の希望が叶うか」ということ、そして何より「家族の負担を減らせるか」ということです。

筆者はこの経験を通して、「人はいつ、何が起ころるかわからない。だからこそ、遺言書は元気なうちに作つて

おくことが絶対的に重要である」と実感しました。

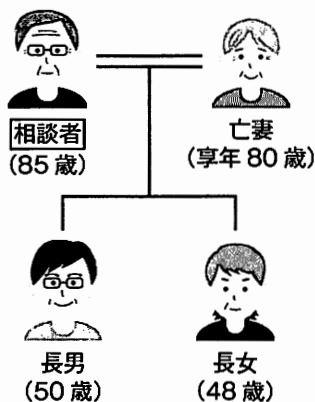
この事例が、一人でも多くの方が家族について考える、一つのきっかけになることを願つてやみません。大切な家族のために、まずは自分の手で、その想いを書き記すことから始めてみてはいかがでしょうか。

☺笑顔相続のポイント

よく「遺言書は元気なうちに作った方がよい」と言われますが、実行するのは難しく、健康に不安を感じるようになつて初めて遺言書を意識し、完成する前に亡くなつてしまふケースも珍しくありません。また、生前の相続対策も遺言書作成だけでは十分でなく、本事例のように、亡くなるまでの財産管理や死後事務の処理なども誰がやるかを決めておく必要がありますが、その辺りは自分では気づきにくいものです。

本事例では、行政書士である筆者が、こうした気づきにくいリスクを的確に指摘して、相談者やその兄に対策をアドバイスし、その方の想いに沿つた笑顔相続につながりました。

<家系図>



●事例 2 ●

統合失調症の娘・行方不明の息子への相続は？

→ 告知を受けた相談者と対面して

上級相続診断士 加藤 麻紀

<主な財産状況>

・預貯金 5,000万円

1 家族の状況

相談者は、85歳の男性で、末期がんでした。相談者の妻は2年前に他界し、長男（50歳）は大学を中退して家を出てから職を転々とした後、行方不明となっています。長女（48歳）は精神科の病院に長期入院中です。

2 相談者と初回面談

筆者が相続診断士として関わった方から、「友人の相談を聞いてあげてほしい」と頼まれたのがきっかけです。

相談者は、2月初めに余命宣告を受けたばかりでした。

- ・遺産は長女にすべて渡したい
- ・自分の葬儀はどうしたらよいか
- ・精神科に入院している長女のことが心配
- ・長男には財産を渡したくないが、心配していたことは伝えたい
- ・空き家となっている自宅（賃貸マンション）を解約したい

などの相談でした。

筆者はやるべきことを書きだし、以下のように優先順位を決めて行動することにしました。

① 遺言書

- (2) 死後事務委任契約の締結
- (3) 長女の成年後見
- (4) 長男の行方調査

3 講じた対策

(1) 遺言書

① 自筆証書遺言

公正証書遺言の作成が間に合わない場合に備えて、まずは自筆証書遺言を作成しました。

長女にすべての遺産を相続させる内容だったため、長男が遺言の有効性を争う可能性を懸念し、相談者の許可を得て、遺言を書く様子を動画で撮影しました。

② 公正証書遺言（※）

自筆証書遺言を確保した後、公証人と2人の証人立会いの下、相談者の病室にて公正証書遺言を作成。日に日に体力が落ちているのは見てわかるほどでしたが、しっかりと話すことができ、付言事項に長男への思いを残すことができました。

(2) 死後事務委任契約（※）

公正証書遺言の後に、公証人立会いの下、筆者の法人と死後事務委任契約を締結。葬儀・火葬・埋葬をする

編著者一覧

【編 者】

一般社団法人 相続診断協会

日本から「争族」をなくし、「笑顔相続」を広めることが「相続診断士」のミッションです。笑顔相続を広めるためには、生前に想いを残し伝えることが大切であると考え、その有効な方法としてエンディングノートの作成を推奨しています。

相続診断士の役割は、相談者に寄り添い、想いを聞き、問題点を明確にすることです。節税対策や遺産分割対策・遺言書の作成などは、税理士・弁護士・司法書士・行政書士などの士業と連携をして、最適なソリューションを提供します。

相続診断協会は、相続診断士とともに「想いを残す文化を創ります」。

住 所 東京都中央区日本橋人形町 2-14-3

人形町 ACT ビル 3 階

U R L <https://souzokushindan.com/>

設 立 平成 23 年 12 月 1 日

資格取得者 51,592 人（令和 7 年 11 月現在）

代表理事 小川 実
